

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
修徳学院	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1626 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>48.56㎡</td> <td>小・中学校各職員の配席場所</td> <td>免除</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	48.56㎡	小・中学校各職員の配席場所	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間								
建物	48.56㎡	小・中学校各職員の配席場所	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで								
<b>措置の内容</b>												
<p>検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。                  本件の原因は、当該事務処理について、担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことと、担当者の認識不足にある。                  再発防止に向け、公有財産台帳への登載に係るチェックリストを作成するとともに、公有財産事務を担当する課内で大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を行った。                  今後は、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）